

岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、岡山県建設工事等暴力団対策会議設置要綱第11条の規定により、岡山県建設工事等暴力団対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(対策会議の運営)

第2条 対策会議は、警察等と密接な連携の下に運営するものとし、関係官公庁及びその他の機関から、岡山県が発注する建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、役務の提供に係る委託業務及び物品調達業務（以下「建設工事等」という。）について暴力団関係者に関する情報の提供があったときは、必要に応じて警察等にその情報の確認を行うものとする。

- 2 対策会議は、別表1に掲げる措置事由の認定に当たっては、警察等で事実の確認を行った後に認定を行うものとする。
- 3 対策会議は、警察から、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が別表1に掲げる措置事由のいずれかに該当する旨の通報を受けた場合は、速やかに会議を開催し認定を行うものとする。
- 4 対策会議は、大規模工事等について、発注者、受注業者、警察等による暴力団等排除協議会の設立を推進するものとする。

(指名からの除外)

第3条 建設工事等を発注する岡山県の担当部局長（以下「部局長」という。）は、対策会議において、有資格者が別表1に掲げる措置事由のいずれかに該当すると認定を受けた場合は、別表1の除外期間欄に定める期間、当該有資格者を指名から除外するものとする。

- 2 有資格者が警察捜査等に積極的に協力した場合は、指名除外を減免することができる。

(指名除外の通知及び公表)

第4条 前条の規定による指名の除外を行ったときは、対策会議は、当該有資格者に対し、別記様式によりその旨を通知するとともに、遅滞なく、次に掲げる事項をインターネット等により公表するものとする。

- (1) 指名除外が決定された有資格者の商号、氏名（法人にあっては、代表者名）及び所在地
- (2) 指名除外の理由
- (3) 指名除外の期間

(下請負等の禁止)

第5条 知事又はその委任を受けて契約の締結を行う権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、指名除外を受けた有資格者が、指名除外の期間中建設工事等の全部若しくは一部を下請け負い、若しくは受託し、又は契約保証人となることを認めないものとする。

(関係団体への協力要請)

第6条 部局長は、第3条の規定により指名除外を行ったときは、別表2の団体に対して、同様の措置を行うよう協力を求めるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第7条 契約担当者は、建設工事等の受注業者から暴力団関係者により工事の妨害、不当な要求を受けた旨の申出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表1第6については、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条関係）

措 置 事 由	除外期間
<p>1 有資格者若しくは有資格者が法人の場合は役員、支配人及び支店若しくは営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店若しくは営業所の代表者（以下「有資格者の役員等」という。）が集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24箇月</p>
<p>2 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用してしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 18箇月</p>
<p>3 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 18箇月</p>
<p>4 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12箇月</p>
<p>5 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12箇月</p>
<p>6 受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6箇月以内</p>

別表2（第6条関係）

<p>岡山県土地開発公社 岡山県環境保全事業団 岡山県下水道公社 岡山県広域水道企業団</p>

殿

岡山県建設工事等暴力団対策会議
総務部 長
県民生活部 長
環境文化部 長
保健福祉部 長
産業労働部 長
農林水産部 長
土木部 長
出納局 長
企業局 長
教育庁次 長
警察本部警務部 長

指 名 除 外 通 知 書

次のとおり指名除外を行うことに決定したので通知します。

記

- 1 指名除外の期間
- 2 指名除外の理由